四　高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び患者輸送車に備える座席に備える座席ベルト

五　保安基準第22条第３項第１号から第３号まで及び第６号に掲げる座席（同項第２号に掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるもの及び通路に設けられるものを除く。）、幼児用座席並びに座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことができる座席に備える座席ベルト

（通路）

第189条　（略）

２～４　（略）

５　第１項の規定の適用については、座席の前縁から少なくとも250㎜の床面は、専ら座席の用に供する床面とする。

（窓ガラス）

第195条　（略）

２～４　（略）

５　窓ガラスへの装着、貼り付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第４項第６号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　（略）

二　道路等に設置された通信設備との通信のための機器、ドライブレコーダーの前方用カメラ若しくは運転者用カメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの

イ～ハ　（略）

四～九　（略）

６～９　（略）

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第197条　（略）

２～５　（略）

６　自動車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第７項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

（削除）

二～三　（略）

（その他の灯火等の制限）

第218条　（略）

２　（略）

３　自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。

一～四　（略）

（通路）

第189条　（略）

２～４　（略）

５　第１項の規定の適用については、座席の前縁から250㎜の床面は、専ら座席の用に供する床面とする。

（窓ガラス）

第195条　（略）

２～４　（略）

５　窓ガラスへの装着、はり付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第４項第６号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　（略）

二　道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの

イ～ハ　（略）

四～九　（略）

６～９　（略）

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第197条　（略）

２～５　（略）

６　自動車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第７項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

二　排気管は、左向き又は右向きに開口していないこと。なお、排気管の開口部であって、車両中心線を含む鉛直面に対して左向き又は右向きに30°を超えない傾きを有し、発散するガスが他の交通に悪影響を及ぼすおそれがないと認められるものはこの基準に適合するものとする。

二～四　（略）

（その他の灯火等の制限）

第218条　（略）

２　（略）

３　自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。

一～四　（略）